魚津市告示第134号

魚津市就学援助に関する要綱の一部改正について 魚津市就学援助に関する要綱(令和5年8月23日魚津市告示第125号)の 一部を次のように改正する。

令和6年7月1日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第 1 条 - 第 1 3 条 (略)	第1条-第13条 (略)
別表(第5条関係) 【別記】	別表(第5条関係) 【別記】

改正後

別表(第5条関係)

費目	対 象 品 目 等	対象者	支給限度額(年額)		
(略)					
新入学児童生 徒学用品費	新入学の児童生徒が通常必要とする学用品、通学用品(ランドセル 、カバン、通学用服、通学用靴、 雨靴、雨傘、上履き、帽子等)	市内在住の準要保 護者又は市内在住 で翌年度から小中 学校に児童生徒が 在籍する見込の準 要保護者	小学生 <u>57,060円</u> 中学生 63,000円		
(略)					

【別記】 改正前

別表(第5条関係)

州农(第 5 未 展					
費目	対 象 品 目 等	対象者	支給限度額(年額)		
(略)					
新入学児童生 徒学用品費	新入学の児童生徒が通常必要とする学用品、通学用品(ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等)	市内在住の準要保 護者又は市内在住 で翌年度から小中 学校に児童生徒が 在籍する見込の準 要保護者	小学生 <u>54,060円</u> 中学生 63,000円		
(略)					

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。